

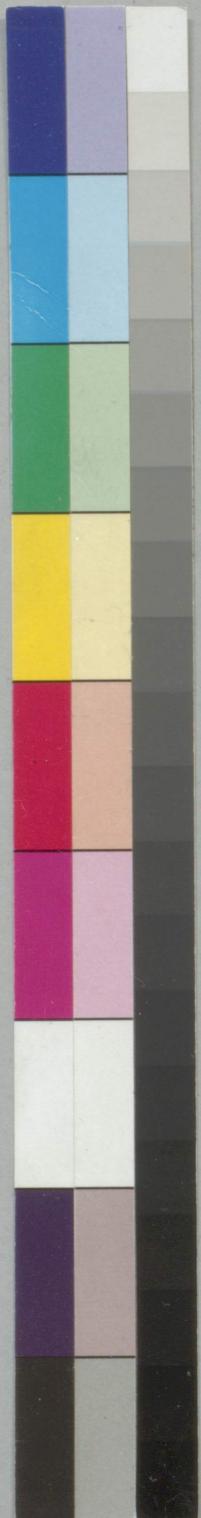
0 1 2 3 4 5 6 7 8 JAPAN

中置文庫  
日本國立圖書館

昭和十二年四

# 獨逸勞働奉仕制

國政研究會



6455

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話(0272) 3008番

國政研究會

獨逸勞働奉仕制

ヘルマン・クレチュマン  
フリツ・エーデル共著  
國政研究會編

昭和十二年四月

目次

序（譯者）

小引一 獨逸開明宣傳大臣「ゲッベルス」の序文

小引二 獨逸労働奉仕總監兼内務省労働奉仕局長

「コンシュタンチン・ヒール」の序言

第一章 強制的労働奉仕制實施までの経過

第二章 獨逸労働奉仕團の組織

第三章 勞働奉仕制は國民の教育制度である

第四章 勞働奉仕の一 日

第五章 本日の日程表（火曜日）

労働奉仕制は食糧の不安を除くことを目的とする

第六章 勞働奉仕團の國民經濟上に於ける功績

八三

第七章 女子の勞働奉仕

第八章 勞働報恩會の任務（略）

奉公章 勞働奉公の一目

奉公三章 勞働奉公團の國民經濟上に於ける功績

奉公二章 勞働報恩會奉公團の職務

「ローベルト・ヨーク」の序言

小説二章 勞働報恩會奉公團の國民經濟上に於ける功績

小説一章 勞働報恩會奉公團の國民經濟上に於ける功績

目次

序

本書は Hermann Kretzschmann u. Fritz Edel:  
*Der Reichsarbeitsdienst in Wort und Bild.* 1938. SS. &c.  
(Deutscher Verlag für Politik und Wirtschaft G.m.b.H.)

の翻譯である。

著者「ヘルマン・クレチュマン」は勞働奉仕團の一等指導正（大佐相當官）であり、ボッソグムにある勞働奉仕團高級指導者学校の校長である。

「フリツ・エーデル」は勞働奉仕團の退役三等指導正（少佐相當官）であり、現在は開明宣傳省の勞働奉仕部部長である。独逸の労働奉仕は恐らくはヴエルサイユ條約によりて独逸に課せられた軍備の制約から合法的に離脱せんとする動機を發し、独逸人一流の巧妙なる組織能力を遺憾なく發揮したものである。

労働奉仕制は不景氣の結果として生じた失業を克明するための應急策ではない。それは個人企業に安價な労働力を供給することを目的とするものではない。それは賃銀を引下げることを目的とする國家的企業ではない。国家に労働軍を供給することに其の意義と使命を有するのである。国家に労働軍を供給することに其の意義と使命を有するのである。労働奉仕制の經濟的目的は食糧の不安を克服するにあり、其の精神的目的是國家の最も價值ある財産たる人間を作ることにあるのである。

労働奉仕制は労働及び農業に関する根本觀念を青年の心身に叩き込んで、彼等に國民經濟の新光明を發見せしめ、各人に労働奉仕によりて新國家經濟の建設の協力者たるの自覺を喚起することを目的とするのである。

此の目的を達成するための教育手段は共同精神と労働とである。此の二つを基礎として労働奉仕團が行ふ總ゆる教育は要するに肉体的精神的両方面に於いて健全な國民を作る事である。

義務教育制度は知識の注入に偏して、能力を無視してゐる。又國民としての精神を鼓吹するに欠ぐる所があり、肉体的鍛練には更に遺憾の点が多い。問題は知識を活用する能力であり、國民精神の振興であり、肉体の鍛練である。

軍隊教育は本來嚴格な軍事教練と規律訓練を中心とする使命とする。何處に於いても政治教育、國策教育は重要視されて居ない。如何なる愛國的教育も政治教育、國策教育を無視しては其の實功を收めることは出来ない。

独逸の労働奉仕制は實に義務教育制度及強制徵兵制度に存する總ゆる欠陥を補足する國民の教育制度である。

最近我國に於いて義務教育の年限が問題となつてゐる。徒らな  
る年限の延長に墮する嫌なしとしない。此の時独逸の労働奉仕制  
の研究は小学校教育の改善にも幾多の示唆を與へるであらう。

### 小引一 獨逸開明宣傳大臣「ゲッベルス」 の序文

一般的労働奉仕義務制實施は、國家のため独逸青年を教育することにより、從来、教育の義務と兵役の義務との間に存してゐた間隙を埋め、茲に國民社會主義多年の理想を實現したのである。独逸青年は、労働奉仕により、國家のために労働すべき道徳的な義務、一般に國家の基礎としての労働すべき道徳的な義務を体験する。

労働奉仕制により、吾人は労働と労働者に一つの新しい名譽を與へるのであり、世界に対し吾々は眞の國民共同体を作ることを熱望する者であると言ふことを顕揚したのである。

總統及び國民に対する忠實、規律及び節約によりて、常に怠る

ことなく、上記の目的の爲めに圖ふことは労働奉仕團の崇高な使命である。

一九三六年一月

獨逸開明宣傳大臣「ヨゼフ・ゲツベルス」

事務長、一連の國策の基盤はアーヴィング博士の著書「農業問題」外、宣言半日、教職本邦に於ける國策が、國策を以て國策を問題とせしもの、殊に太政官教育や集会の実處で甚多く實現されたる事は、一連の農業政策奉仕團が國策費並に國策の主なる教育する

小川一 謝並開明宣傳大臣

小引二、獨逸労働奉仕總監兼内務省  
農業公眾政策委員会  
労働奉仕局長「コンシュタ  
ンチン・ヒール」の序言

一九三五年の黨大會に於ける總統「アドルフ・ヒトラー」の左の言を引用して序言に代へる。  
「独逸に於ける一般的労働奉仕義務制の採用は、社會主義上、文化創造的行為として、歴史に記録せられ、第二十世紀に其の足跡を印し、独逸の特徴として不朽の生命を保つであらう。」

獨逸労働奉仕總監兼内務省局長

「コンチユタンチン・ヒール」

一九三五年六月二十六日、独逸國總統兼宰相「アドルフ・ヒトラー」は、閣議の決定に基き、一般平等的な労働奉仕義務制を布告した。茲に独逸國は、世界で始めて、土地に対する労働を青年教育の大手段として總ての青年に強制したのである。これこそ、正に、社會主義の實踐である。茲に、労働奉仕義務は教育の義務矣後の義務と並んで、之等と對等の地位を獲得した譯である。斯の如くして、労働奉仕義務なる國民社會主義の思想は実現せられるに至つたのであるが、然し、これまでに至る道程は、文字通り、荆棘の道であつた。此の荆棘の道を踏み越えて、労働奉仕義務なる思想を其の虛法文化せしめたのは、實に労働奉仕總監「コンシュタンチン・ヒール」の倦まず燃まざる奮闘努力の賜である。

労働奉仕なる國民社會主義思想の淵源は、既に一九一九年に發してゐるのである。「アドルフ・ヒトラー」の年長の友人にして、彼が信任せる「デートリッヒ・エッカート」は、其の当時既に、其の著「卒直に言へば」(Auf gut Deutsch)に於いて、「アルタマネン」團へ譯者註アルタマネンとは農民といふ意味で、此の團体は青年に農業労働教育を與へることを目的とする團体で、日本の農民道場に類似するものである。この設立を熱心に提唱した。此のアルタム團においては、最も優秀な独逸民族的な青年が、土地に対する労働を目的として結合したのである。シヤベルヘ鋸銑一き握る労働が独逸の労働を保護するための名譽ある奉仕として、又農村青年が都會に走るのを防止する手段として要求せられたのである。

此の思想は、其の当時の政府の意志に沿はなかつたにも拘はらず

ず、廣がつて行つた。当時の共和国政府は、独逸民族的な義務感に根ざせる此の任意的な労働に對し、何等の理解を持たなかつたのである。然し、警察の干涉禪巫も各官廳の妨害も独逸の土地に対する労働義務の要求を何時迄も廢ひ止めることは出来なかつた。況人や議会が之れを問題とせざるを得なくなつた時に於いてやである。

國民社會主義独逸労働党へナチスは強制的労働奉仕制の採用を再三提案した。然し、其の当時の時代精神は此の提案と相容れなかつたが故に、此の提案は議會主義的な政府では何等の理解を得ることが出未なかつたのである。

益々増加する失業と、之れに伴ひ天井知らずに高まつて行く青年の風儀的社會的急迫とは、遂に一九三一年に、時の首相「ブリーニング」をして、一九三一年六月五日の「經濟及財政保護ニ閣

スル第二次緊急命令」と一九三一年七月二十三日の「任意的労働奉仕ノ獎勵ニ関スル命令」に於いて、任意的労働奉仕に國家的承認を與へるの餘儀なきに至らしめた。

これまで、國民社會黨の數次に亘る強制的労働奉仕制採用の提案に其の都度反対してゐた各議會主義政党も、此處に豹変して忽然として各自々堯の労働奉仕營舍を建設することに憂身を寧するに至つた。勿論、ブリーニングの緊急命令と其の補足命令では、労働奉仕營舍に政黨的施設を施すことは禁ぜられてゐたのであるが、それにも拘はらず、一九三二年には、独逸共産党を除く總ての政党は、各自党略的見地から、挙つて労働奉仕營舍建設の許可に向つて在奔し始めたのである。

（労働省へ職業紹介、失業保險局）と労働官が此の任意的労働奉

仕の保護の衝に当つてゐた。共和國の立法者は任意的労働奉仕制をば失業青年に職と糊口の糧を供へる臨時の應急策と考へたのである。

一般平等的な労働奉仕義務と云ふ國民社會主義思想は、彼等の全く思ひもよらないことであつた。彼等の頭にこびりついてゐたものは、單に福祉國家と失業救済だけであつたのである。

故に、ブリューニングの緊急命令發布後、一時に各政党が独て青年を獲得せんがために狂奔し始めたとしても、それは彼等が労働奉仕義務制なる國民社會主義の要求を正しく理解したからでは決してなかつたのである。

反対に、彼等は任意的労働奉仕制をば、半ば國民社會主義独逸労働党（ナチス）に対する闘争手段として利用せんと欲したのである。

當時の政治情勢は独逸青年を駆つて益々議會主義的中間諸政党を離れて独逸共産党的過激な運動とそれにも倣して國民社會主義独逸労働党に走らしめたのである。

頻死の各政党は任意的労働奉仕制によりて、党勢の挽回更生に最後の足搔きを試みたのである。

任意的労働奉仕制により、青年の心を收攬し、之等青年が「アドルフ・ヒトラー」の運動の傘下に馳せ参じるのを阻止するがために各種の團体が組織せられた。

其の當時へ一九三二年（一九三三年）、大学生、農民及び労働者の労働奉仕營舍、地方自治体及び事務労働奉仕營舍の建設のみを目的とする團体及び私法人等の労働奉仕營舍が兩後の苟の如く続々と建設せられた。之等の労働奉仕營舍即ち労働力供給者は總ゆる

手段方法を講じて、百方工事供給者たる國家、地方自治團体及び私法人から請負工事を獲得することに努めた。勿論緊急命令の施行令には、工事、宿舎及び賃銀支拂に関する規定がなされてゐるが、實際に行はれてゐる所を観るに、工事に対する考へ方及び工事其の者の遂行方法は實に區々にして其の間に何等の統一がなかつた。命令の定むる所によれば、任意的労働奉仕による工事は、「附屬工事」へ譯す、道路建設は主要工事であるが、此の道路に街路樹を植えることなどは附屬工事であるとの又に限られてゐた。所が實際には、此の「附屬工事」なる概念は、護謨の紐の様に伸縮自在であつた。労働官達は自己に課せられた労働奉仕を保護すべき義務を履行するに当つては、人間個人即ち保護せらるべき青年を考へずして、専ら數と方法文とか或は労働力が安いとか、労働奉仕による事業は有利であるとか云ふことを考へた。

從つて、任意的労働奉仕によりて作られた工事は、其の当時の工事供給者と労働力供給者の考へを如実に反映したものである。或者は自転車道、公園、金魚池等の建設を以て、任意的労働奉仕の意義を正しく理解したと信じ、他の或者は、之れに反して、青年に軍隊的予備訓練を施すことを頑強に主張した。

或る工事供給者は任意的労働奉仕による工事は請負工事であり、出来高拂ひであるから、之れを使用することは非常に有利であると云ふ様な單に資本主義的な考へから、任意的労働奉仕團を安價な労働隊と看做さんとし、他の或る工事供給者は之れと反対に同監罷業をする農業労働者に代へるに安價な収穫期労働者を持つことが任意的労働奉仕制の目的であると信じたのである。

かかるに、營舎の施設も亦實に区々様々であつた。これまで豚小屋であつたものが、其の儘労働奉仕志願者の必要な宿舎となつた

ものがあるかと思へば、空っぽの兵營、荒廢せる工場が營舎に充てられたものがあるかと思へば、堂々たる貴族の邸宅が營舎として使用せられた所もあると云ふ具合であつた。

勿論、營舎の中には、軍隊の如く、一同に宿舎に日夜共同生活を営み、一人の責任感の強い指導員の指揮の下に、或る教育任務を果してゐたものもないではなかつたが、労働奉仕志願者の大多數へナチスが政権を獲得した当時にありては労働奉仕志願者の数は十万人であつた。所謂野天營舎で労働に服したのである。言ひ換へれば、労働工具と朝飯の弁当箱を抱へて職場に行き、大時間の労働を終へ、或は時には、一時間居残つて、演説を聞いた後、家路に就くのであつた。彼等の労働には、感激もなければ、喜びもなかつた。彼等は自らを唯被教者青年労働者、結婚賛稼ぎ、恵み、

憐愍を受ける者としか考へなかつたのである。

労働及び労働奉仕に対する此の如き誤った考へと、労働力供給者としての團体は團体で相互に競争し、工事供給者としての國家及び地方自治体の側では亦互に競争し合ふと云ふ此の混亂状態との真只中に、國民社会主義の強い手が伸ばされたのである。

党首「ヒトラー」の受任者「コンシエタンテン・ヒール」へ彼は今日労働奉仕總監兼内務省労働奉仕局長であり、当時は退役の陸軍大佐であつた。既に一九二九年以來、國民社会主義独逸労働黨の組織部の第二課長として、「ミュンヒエン」の「褐色の家」で強制的労働奉仕制の実施に必要な一切の準備を整へてゐた。一九三一年には「ヒール」の命令により、チエツチエノヴヘクル・マルク縣にある」と云ふ所に、労働奉仕指導員を養成することを目的とする國民社会主義独逸労働黨の最初の指導員營舎が建

立せられた。降つて翌一九三二年一月には、ハンマー・シユタインと云ふ町の練兵場に最初の労働奉仕營舎が建設せられた。

茲に、國民社會黨によりて、最初の實際的經驗が積まれ、國民社會黨の労働奉仕團の組織を全独逸に拡大普及せしめるに足る指導員の養成が行はれたりである。即ち茲に、國民社會黨の労働奉仕制を全國に実施するの用意万端が整つた譯である。當時既に國民社會黨が政權を掌握してゐた「アンハルト」州に於いては、一九三二年六月には國民社會黨の強制的労働奉仕制採用の要求に従つて、最初の州労働奉仕團を組織すると云ふことが決定せられてゐた。

其の後間もなく、全独逸に亘つて、國民社會主義的労働奉仕團が組織的に作られた。然し、当時の法律に牴触することを避けんために、労働奉仕團の多くは「任意的労働者再教育組合」なる

名稱を掲げてゐた。

國民社會黨が政權を獲得した日は、全独逸に於ける總べての労働奉仕團を打つて一丸とし、之を全國労働奉仕團長たる労働奉仕總監の指揮下に置かしめた日であつた。二十五万人の独逸青年が盛大にして労働を喜ぶ一個の國民社會主義的労働奉仕團中に編入せられたのである。一九三三年、國民社會主義独逸労働黨が政權を掌握した当時に於いては、労働奉仕團は未だ労働省と職業紹介、失業保險局の所管であつたが、一箇年後に初めて労働省から内務省に移管せられた。茲に、労働奉仕制は最早失業対策ではなくして、独逸青年を教育する学校であることが何人にも明瞭になつた。茲に愈々強制的労働奉仕制実施への道が坦々として開かれた譯である。

## 第二章 独逸労働奉仕團の組織

二六

前章で述べた労働奉仕制の初期の形体及びこれから得た各種の経験から現在の労働奉仕制に至るまでの發展は實に急速なものであつた。而してそれは時日の短いにも拘はらず、非常な実績を挙げてゐるのであるが、これは専ら、労働奉仕制の目的を意識し、其の完成に懸命の努力を捧げてゐる所の労働奉仕制の産みの親たる労働奉仕總監「コンシュタンチン・ヒール」と國家社會主義獨逸労働黨の協力者の努力の賜である。既に述べたやうに、國民社會主義獨逸労働黨では、既に一九二九年以來、強制的労働奉仕制を実施するためには必要な一切の準備工作がなされてゐたのである。既に一九三〇年には、當時の國民社會主義獨逸労働黨の組織第2課長

であり、同時に労働奉仕制の担当者であつた「コンシュタンチン・ヒール」と堯首「ヒトラー」との間の詳細なる協議によりて、労働奉仕制の意義と目的に関する原則的見解の中に、今日も尚ほ、党の根本方針として残つてゐる所の方針が確立せられたのであつた。當時堀首との協議によりて確立せられた根本方針と云ふのは、労働奉仕總監の記録する處により要約すれば、次の如くである。

『労働奉仕制は不景氣の結果として生じた失業を克服するための一時的な手段とは全然其の意義を異にし、且つそれよりも遙かに大なる重要性を有するものである。強制的労働奉仕制の理想は一般的な教育の義務と一般的な兵役の義務との根柢をなせる思想の当然の發展であり、其の必然的な欠陥の補足を意味するのである。独逸人は戰時に於いて武器を手にするのみならず、平時に於いて労働器具を手にして其の國家に奉仕すべきである。独逸人は

何人も、其の國家に対する、労働者として、鬪士として、奉仕すべきである。労働奉仕の義務は、独逸青年の名譽ある義務であり、國家に対する奉仕である。それ以外の何者でもあり得ないのである。それは個人企業に安價な労働力を供給することを目的とするものでは断じてない。それは賃銀を引下げることを目的とする國家的競争企業では断じてないのである。強制的労働奉仕制の唯一の目的は、高遠なる國民經濟的、文化的及び其他の國策的目的に役立つ大規模の公共事業を遂行するため、政府に労働軍を供給するにあるのである。』

此の如き労働奉仕の理想を実現するため、歩一步闘は進められたのである、「ミュンヒエン」の「褐色の家」では、「ヒール」の指導の下に、強制的労働奉仕制実施の準備工作が着々として進められた。「ヒール」と其の幕下は、数多くの出版物及び演説によ

り、労働奉仕制の重要な根本原理を独逸国民に徹底せしめるに努めた。「ヒール大佐案」として有名な彼の著書「強制的労働奉仕制の意義と其の組織」(*Idee, Sinn und Gestaltung der Arbeitseidienstpflicht*)は最も廣く謹まれ、一般の注目を惹いた。

國民社会主義独逸労働党が政権を獲得した後に、宰相の政策声明書中に、独逸再建の根本的要素であり、宰相の施政方針の最重要点として指摘せられた所の一般的労働奉仕義務制の採用に對する「ヒートラー」内閣の積極的態度は、労働奉仕制が将来採るべき明白な方向を指示したのである。故に既に労働奉仕制の根本準備を整へてゐた退役大佐「ヒール」が、労働奉仕制の確立と云ふ重大なる責任を負はされ労働奉仕局長に任命せられたことは、何等不思議とするに足らなかつた。各種の團体を一つの組織に統一しなければならなかつた。労働奉仕團が自己に課せられた重大任務

を遂行するがためにには、從来の各種の労働力供給者を綜合統一しなければならなかつた。労働奉仕團の再組織は、國民社會主義独逸労働黨の政權掌握後、差当り、労働力供給者として三十の地区（縣）労働奉仕團を作り、之れを「独逸労働奉仕團國民社會主義聯合」に加入せしめることによりて一先づ終結した。然し此の組織は、國民社會主義独逸労働黨との關係が比較的薄かつたがため、國民社會主義独逸労働黨が力強く代表する全体主義の思想に合致しなかつた。そこで、労働奉仕の分野に於いても亦、此の全体主義の思想を実現するため、各種労働奉仕團の最高組織である所の「獨逸労働奉仕團國民社會主義聯合」が解散せられ、それに代つて「國民社會主義労働奉仕聯合」が強制的労働奉仕制の過渡的形體として作られた。此の「國民社會主義労働奉仕聯合」なる國民社會主義独逸労働黨の團体と國家との連絡は、國民社會主義労

効率奉仕聯合の會長たる「ヒーレ」が同時に全國労働奉仕團長即ち労働奉仕總監と労働奉仕局長とを兼摶し、かくして國家的監督官廳の長官に就任することによりて保障せられた。更に地區の指導者であり、監督官であり、同時に労働奉仕總監の全権受任者たる地區労働奉仕部長（Arbeitsaufseher）が國家と労働奉仕團の連絡係を勤めたのである。茲に國民社會主義独逸労働黨の労働奉仕團の機關は國家の機関となり、一九三五年六月二十六日に法律を以て一般的労働奉仕義務制を実施することによりて、労働奉仕制を完成せられたのである。

一般的労働奉仕義務制の実施後と雖も組織、事業、服從規定等には何等の変更を加へる必要がなかつた。何となれば、一九三四年「ニユールンベルグ」の党大会に於いて、労働奉仕總監が既に報告したるが如く、國民社會黨の任意的労働奉仕制は一般的労働

奉仕義務制を実施するための組織的骨組を完全してゐたことは勿論、指導者及び枝隊長以下の幹部の教育も、労働奉仕思想の一般化も既に完了してゐたからである。

法律の規定する所に依れば、滿十八歳から滿二十五歳までの独逸青年は總て労働奉仕により、國家に奉仕すべき義務を有するのである。労働奉仕義務者は労働奉仕團徵集部によりて徵集せられるのである。然し、徵集前に入團を志願することを妨げないのである。一九三五年六月二十七日の労働奉仕團の服役年限及び員数に関する總統兼宰相の布令によれば、労働奉仕團員の服役年限は当分の間半年であり、員数は一九三五年十月一日から一九三六年十月一日に至る一箇年間は幹部を入れて、平均二十萬人である。労働奉仕團の最高官廳は労働奉仕總監アーネスト・ヒルを長官とする労働奉仕團中央本部である。全國は三十の労働奉仕團地區(Arbeitsgruppe)

に區劃せられ、各地區は五乃至十箇の群團(Gruppe)に分かれ、各群團は六乃至十箇の枝隊(Abteilung)に分かれ、此の枝隊を以て労働奉仕單位とするのである。故に全國に亘り通算すれば、都合、一八二の群團と一二六〇の枝隊がある譯である。労働奉仕團營舍を構成する所の各枝隊は更に三箇の分隊(Squad)に分れ、各分隊は更に三箇の班(Tropa)に分かれ、一班の人員は十五名である。

一九三三年九月一日以來、労働奉仕團には、制服が採用せられてゐる。此の制服採用の目的は労働奉仕者相互の結束力と其の新國家組織に於ける労働奉仕團の特別重要性を表徴するにあるのである。労働奉仕者と指導員は帽子として獨逸の昔の百姓頭巾ヘッテである。勞働奉仕者と指導員は帽子として獨逸の昔の百姓頭巾ヘッテである。被ふる。上衣は便利な開襟式のスボーツシャツ型である。生地は霜降の羅紗である。労働奉仕團の階級は次の如くである。

労働奉仕總監 (Reichsarbeitsführer)、労働奉仕中監 (Obergeneralarbeitsführer)、労働奉仕少監 (Generalarbeitsführer)、一等指導正 (Oberarbeitsführer)、二等指導正 (Oberarbeitsführer)、三等指導正 (Arbeitsführer)、一等指導 (Oberst-feldmeister)、二等指導 (Oberfeldmeister)、三等指導 (Feldmeister)、準指導 (Unterfeldmeister)、上等班指導 (Obertruppführer)、班指導 (Truppführer)、上等奉仕 (Oberbeamter)、二等奉仕 (Kammann)、三等奉仕 (Arbeitsmann)。

事務員の階級は前記の労働奉仕團の階級中の三等指導相當官を以て最下階級とする。即ち次の如くである。

一等執務正 (Oberstabsantswalter)、二等執務正 (Stabsantswalter)、一等執務 (Hauptstabsantswalter)、二等執務 (Oberantswalter)。

労働奉仕團專屬の醫師の階級は労働奉仕團の指導員の階級中の一等指導正相當官を最高とし、二等指導相當官を最下階級とする。其の名稱は次の如くである。

一等労醫正 (Oberarbeitsarzt)、二等労醫正 (Arbeitsarzt)、三等労

醫正 (Arbeitsarzt)、一等勞醫 (Arbeitfeldarzt)、二等勞醫 (Arbeitlagerarzt)。

労働奉仕團の全體組織は、國民社會主義の指導者原理に基いてゐるのである。此の指導者原理とは、枝隊の指導員から群團及び地區の指導者に至るまでの總ての指導者は、非人格的な官廳に對してではなくして、各々上級の指導者に對して、自己の所管する労働奉仕團員の肉体的及び精神的狀態と労働、訓練及び教育に關し、單獨に身を以て責任を負ふことを意味するのである。

從前の國民社會黨の任意的労働奉仕制は、其の創立者にして、組織者たる「コンシュタンチン・ヒール」の熱心なる指導の下に、指導員の養成教育に充分の準備を整へて來た。即ち一般的の労働奉仕義務制を実施するための組織的骨組を作り、指導者及び枝隊長以下の幹部を教育し、労働奉仕思想を一般に鼓吹して來た。今日の労働奉仕制も亦、吾々獨逸青年を獨逸國全体のために個人

のみでは到底作り得ない價値を有する所の共同精神に再結合せしめる國民社會主義の生ける表現として、労働奉仕團の指導員及び將來指導員たる人とする者に對し、國民社會主義の指導者原理の完全なる体得を要求する。労働奉仕團の指導員は總て此の新しい世界觀の体得者、擁護者として、獨逸の最後の一人に至るまで、此の精神を徹底せしめるために、指導者原理なる國民社會主義思想の熱心なる信奉者でなければならぬ。労働奉仕團の指導員は總て此の國民社會主義思想たる指導者原理即ち吾々の指導者「ヒトラー」の理想が強固に維持せられ、永久的に國家の政治的指導と結び付いてゐることを保證しなければならぬ。

此の爲めには、指導員たる者が、皆清廉な正義感、最高の責任感及び自己に魔手を伸ばす一切の誘惑に打ち克ちて、専ら正しい事にのみ目を藉す所の獨立自主的な道徳感を有することが絶対に

必要である。最も必要なことは、労働と労働奉仕に對する正しい態度である。若年の指導員は指導者として必要な圓熟味を持ち、老年の指導員は若々しい心と、青年と共に若々しく生活出来る能力とを持つてゐなければならぬ。總ての指導員は、狹い營舍生活に附物である所の單調な日常の如何なる小さい事にも、つまらん事にも、全員に範を垂れなければならぬ。故に獨逸の労働奉仕思想は最初から指導者問題の解決と不可分の關係を有する譯である。國民社會主義の世界觀の實現は「アドルフ・ヒトラー」の指導者性を範としなければならぬ。獨逸の労働奉仕制は此の世界觀の一の表現形体であり、而して此の如きものとして獨逸の労働奉仕制も亦、此の指導者原理に基かなければならぬのである。以上と関聯して、永續的な制度としての強制的労働奉仕制の実施は、軍人及び官吏等の國家奉仕者と肩を並べる新しい、然し之

等と異なる特殊の奉仕者を國家内に作ることを意味するのである。獨逸の労働奉仕制は、新しい國家制度として、其の性質に於いても其の形体に於いても、既存の諸國家制度とは、根本的に異なるのであつて、此の如きは未だ何れの國家に於いても、同一なものはない。勿論、類似したものでは見出され得ない制度である。一九三五年十月一日、此の日に一九一五年生れの青年を初めて強制的に労働奉仕團に徵集することによりて実施せられた一九三五年六月二十五日の獨逸國労働奉仕法は、實に獨逸國労働奉仕制が遂行しなければならぬ特別な使命に合致するものである。

一九三五年六月二十七日の獨逸國労働奉仕法施行及び補足に関する第一次命令の第六條により、労働奉仕團員の權利及び義務に関する規定（獨逸國労働奉仕法四章）が一九三五年十月一日から実施せられた。

獨逸國労働奉仕法第四章第十條によれば労働奉仕團は左のものを以て組織せられてゐる。

- 一 幹部
- 二 被徵集労働奉仕義務者
- 三 労働奉仕志願者

然し此の外、専ら内部事務遂行の任に當るべきものを契約により雇ふことが出来る。

労働奉仕法第四章第十一條によれば、幹部は正規の指導員と事務員並びに指導員補及び事務員補より成る。此の中、正規の指導員と事務員とは本職として労働奉仕團に専属するのである。但し、法律は正規指導員と正規事務員とを區別し、正規指導員は労働奉仕團の外勤と内勤に從事しなければならぬのであるが、正規事務員は専ら事務を擔當するのである。事務員の権利及び義務は指

導員のそれと原則として同一であり、事務員の服装も指導員の服装と同一である。唯異なる点は事務員が指導員の徽章と異った徽章を附けてゐることである。

労働奉仕團の給與、服務のため負傷した者、勤續十ヶ年以上にして退團したる幹部及び其の遺族の扶助料等は労働奉仕團給與令及び労働奉仕團扶助令を以て規定せられてゐる（労働奉仕法第二十二條及第二十四條参照）。従つて、俸給命令には軍人及び官吏と並んで、労働奉仕團員が別個の國家奉仕者の一集團である旨を規定してゐる。新法律中に規定せられた給與令は労働奉仕團の特殊性に合致してゐる。俸給額は官吏のそれと略同率であり、更に扶助料が法律によりて規定せられてゐる。更に法律第二十一條により、労働奉仕團員は疾病及び傷害の場合に、特別の規定に基き、無料醫療の請求権を有してゐるのである。

指導員補の採用はその者の住居する地方を所轄する地區労働奉仕部によりて行はれる。採用の條件は年齢満十七歳以上たること、両親又は後見人の同意を得たること、アーリアン人種であること、身分證明書（警察の無所罰證明書及び無犯罪證明書）の提出並に二ヶ年以上（試験年限）労働奉仕團に勤務すること等である。之等の條件を具備し、身體検査に合格したる者は、縱令貧困者と雖も、原則として指導員補となることが出来る。何となれば、指導員補は家庭よりの經濟的補助を必要としないからである。

但し指導員となるには、高等學校の卒業證明書又は小學校及び中學校に於いて労働奉仕團より課せられた特別試験の合格證明が必要である。

指導員補が昇進するか否かは、専ら其者の人格、成績及び現在の國家に対する態度如何によつて決定せられる。差當り、指導員

補は六ヶ月間普通の労働奉仕者として其の所属枝隊の外勤へ戸外勤務)に服さなければならぬ。然る後、班指導員學校を卒業し、進んで、兵役の義務を完了した後、更に十ヶ年以上へニヶ年の試験年限を含めて、労働奉仕團に勤續する義務を承諾したる後、正規班指導員に任命せられるのである。

各階級の指導員は先づ労働奉仕の現場で選抜せられるのである。かくして選抜せられたものは、順次、ブラウンスベルグ、ノイルツビン・ギルデンハル、ローテンブルク、カルヴ及びブラウンシエヴァイヒ・クエルムの五ヶ所にある班指導員學校、ゴルム・ポツツダム、グロースシュテッテン、ブッデンブルク及びムルナウの四ヶ所にある分隊指導員學校 (Feldmeisterschule) ムルナウ、レンツブルク、シュタイナウ及びアイゼナッハの四ヶ所にある枝隊指導員學校 (Beginkschule) 及びホツダム・ヴィルトパークに一ヶ

### 所ある高級指導者學校 (Reichsschule) で養成せられるのである。

此の如く、上記の四個の學校に於いて順次原則として数週間及び数ヶ月以上に亘つて労働奉仕團の指導員を養成するのは、指導員として其の重大なる任務を果さしめんがための準備に外ならぬのである。多くの無能力者は先づ學校で、後には労働奉仕の現場で淘汰せられるのである。何となれば、總ての生活部門に於けるが如く、試験とか試問とかは最後的なものではないからである。自己の指導下にある團員に伍して、自ら獨逸の土地に對して労働することが真正正銘の労働奉仕團指導員を作るのである。血と土地からのみ眞の指導者資格が得られるのである。血液的な遺傳形質に基く内在的素質は、大衆の中から長官としてではなく指導員として、自己と自己の指導下にある團員との間の永續的な生ける結合を保つ所の眞の指導員を生ぜしめるであらう。

内外人は労働奉仕團の「コンシュタンチン・ヒール」と呼んで獨逸労働奉仕團のシャルンホルトへ譯者註、有名な獨逸の將軍の名と云つてゐるが、宜なるかなである。然しひール自身の言ふ所によれば、總ての新しい大理想は幾多の大困難と鬪はねばならぬ。價值のない理想であれば、此の鬪に於いて敗れ滅びてしまふが、價值ある理想は鬪によりて益々強くなるものであるから、ヒールの言は首肯出来る。然し價值ある理想も、之れに明確な形を與へる指導的な人物と此の理想を不明確な表象の世界から導き出し、現實の世界に於いて此の理想の實現に努力する所の指導的な人物とを必要とする。何となれば「ヒトラー」の稱讃の辯によれば、「労働奉仕制は今日大なる思想實現の目印である。今後に於ける労働奉仕制の成功、不成功は堅忍不拔の精神の有無によりて決定せられる。今日までになされたことは未來永劫に」

ヒールの名と結びつけられうであらう。若し此の事業がよき實き結び、將來花を咲かせる時が來るならば、全獨逸國民は此の大事業に對し感謝を捧げるであらう」とあるからである。

### 第三章 労働奉仕制は國民の教育制度である

強制的労働奉仕制は一切の健康な獨逸青年が獻身的に獨逸の土地に對する労働に服することを要求する。國民社會主義は最初から此の点に教育手段としての労働の價值と國民の教育制度としての強制的労働奉仕制を見たのである。

少數の例外者へ譯者註、ヒトラーの如き人物」を除き、自ら労働奉仕團に籍を置いたものではなくては、労働奉仕營舎が体験の學校であると信ずることは出來ない。

労働奉仕による教育方法は多種多様であるが、然し、それは唯一の目標に向つて進んでゐるのである。經濟的な目標が食糧の不安を克服するにあるとすれば、理想的な目標は國家の最も價值ある財産たる人間を作ることにあるのである。

而して此の目的に到達するための教育手段は共同精神と労働其自体の二つであつて、之れは總ての人々に共通に平等に理解出来る事である。

共同精神の体験は環境とは無関係である。原則として、最も静寂な森林内の營舎に於ける共同精神の体験の方が雑沓の都市、華やかな邸宅内の營舎に於けるよりも遙かに深い。

此の共同精神から國民共同精神が生れて來るのである。何とならば、共同精神は國民共同精神の最小の細胞であるからである。

此の共同精神を害する一切のものを除去し、自らも、名は指導員であるが、等しく團員の一員となることは指導員の任務である。

共同精神と同様に價值ある教育手段は労働である。然し労働が價值ある教育手段となるがために、先づ指導員と指導せられる者とが労働に對し正しい見解を持たなければならぬ。指導員と指導せられる者が、筋肉労働は卑しいものであると云ふ從來の考へ方の大なる誤謬を意識するならば、指導員も其の指導に服する者も労働に對する正しい見解を得るのである。故に労働は國民の名譽ある法律であると云ふことが労働奉仕團の最高の法律である。身に立派な折目の正しくついた衣服を纏い、足には拍車を著けたエナメル靴を穿ち、目に單眼鏡を嵌めて歩き廻る様な労働奉仕團の指導員はあり得ないのである。假りに此の如き不埒な指導員がありとすれば、それは労働奉仕團指導者の漫画であらうし、此

の如き指導員は青年の労働に對する喜びを打ち壊はすものである。自から進んで自己の配下の團員に伍して總ゆる労働を爲さない指導員は労働奉仕團には無用無益である。

働く者が自ら自己の仕事に對し喜びを呼び覺ますことが出來れば出來る程、資本主義時代の職工監督者は益々姿を沒するであらう。

之れ以外の教育も、要するに、其の土臺は共同精神と労働との二つである。而して此の共同精神と労働とを基礎とする労働奉仕團の一切の教育の目標は肉体的・精神的兩方面に於いて健全な獨逸人を作ることである。肉体的教育と精神的教育とは同一程度に重要である。吾々は柔弱漢と家にばかり蟄居する不精者とを欲しない。されば運動競技、遊藝も亦大いに奨勵せられる。之等と並んで規律的な訓練も亦実施される。此の規律的な訓練も亦確かに教

育の一手段である。然し決して教育の目標ではない。獨逸青年の最高の表現を秩序整然たる分列行進であると考へるやうな頭のコチくした軍人に反対して、吾人は見るからに厳格な規律によりて養はれた軍人的態度を備へた「政治的兵士」を要求する。此の目的即ち二十世紀の政治的兵士を労働奉仕によりて作らんがためには、吾々は何物によりても妨げられない自由な國策的な教育場を要求する。此の吾々の考へに對しては、今日も尚多くの偏見がある。此の偏見を克服することは、云ふまでもなく、吾人の義務である。職業軍人へ此の反対は兵と軍人であるは政治教育を重視しない。况んや此の政治教育が國民社會主義を強調せんことを目的とする場合に於いてきやである。職業軍人は昔の軍隊に於ける「祖國的教育」の好結果を引例する。然し此の祖國的教育はよく其の成績を擧げなかつた。其の理由は祖國的教育が國策的教

育を全然無視したからである。

従つて肉体的の健全は必ず精神的な教育を以つて之を補はないければならない。此の際注意すべきことは、徒らに總ての知識を頭に詰め込むことを以て精神教育と考へてはならないといふことである。読み、書き、算盤を教へることは労働奉仕團の主要任務ではない。勿論、指導員の養成には此の如き學科を教へることを必要とする。然し、一般的の労働奉仕者に第一に適するものは、読み、書き、算盤以外の知識部門である。

一般的の労働奉仕者の教育の重點をなすものは、血と土から生じた獨逸の歴史と將來歴史となるべき現在の政治への経過とである。而して此の歴史の内容も、年號や、王朝の度数及び人名ではなくして、指導者と被指導者との關係に於ける獨逸國家である。偉大なる指導者によりなされた國家の大轉回期のみならず、數百年間

に幾度も繰り返へされる獨逸の政治の失敗及び弱点が指摘せられなければならない。獨逸の労働及び農業に関する基本觀念を労働奉仕團員の心と頭に叩き込んで彼等に獨逸國民經濟の新光明を發見せしめ、各人に労働奉仕により、新國民經濟の建設の協力者たるの自覺を喚起せしめなければならぬ、又演説によりて、郷土感情、國民性及び自然に対する感情を呼び覚まし、以て自然、土地及び住民の三つが結び附いた營舍共同精神を最も体験せしめなければならない。

優生學及び人種問題が其の道の専門家によりて平易に講義せられると、労働奉仕團員に新しい觀念を抱かしめ、彼等に國民社會主義國家原理を容易に理解せしめる。彼等は獨逸人の基本觀念を理解する。即ち指導者性、信義、正義、名譽及び鬭爭等の意義を理解する。

獨逸の國民精神、國境地方の獨逸人の國民精神及び外國に在る獨逸人の國民精神は一切の教授科目の中で常に繰り返へされる根本問題である。國境地方にある労働奉仕營舎に於いては、其の全環境、云はば國境空氣は既に國策的を感性を生ずると云ふ効果を持つてゐる。故に此の地方に於ける國民性の教育は二重の好條件に恵まれてゐる譯である。

若干の技術的學科、原料、器具、労働技術及び耕作等に関する知識は實際労働を補ふものとして必要である。

就中、夜の休養時に行はれるべきものとして重要な民謡及び民衆舞蹈も亦實際的労働を補ふ一要素である。遊戯、合唱、音樂會、演劇、地方祭、自然觀察、郷土遠足、地方辯による演説、獨逸の良書朗讀、地方博物館、美術館の見學等も、總て意識的に教育中に取り入れられなければならぬ。

技術的な教材も亦忘れらるべきではない。掛地圖、繪寫真、屢々團員自身が蒐集する觀察材料、ラヂオ器械、映寫機等は適當に利用すれば、教育の成績は大いに擧がる。

特に映寫機即ち小型撮影機及び幻燈機は労働奉仕團では必須なものとなつてゐる。然し、此の映寫機で映される寫眞は指導員によりて言葉で強調せられるが故に、其の効果は説明者の人格如何によりて大いに異なる。

知識的學科は必要なものののみに限られてゐる。「ローゼツガ」（譯者註、獨逸の詩人）は「知識は無用であり、能力が有用である」（*Wissen ist wenig, Können ist König*）と云つてゐるが、之れ労働奉仕團の信條である。授業時間数は可成り少い。何となれば労

働奉仕者にとつて通常不慣れな清淨な空氣中の労働は既に行爲能力と收容能力に大いなる要求を課するからである。然し一切の

教育的事業は教育を支配する能力者がなければ失敗に終るであらう。

此の如き能力者が指導者であり、同僚であり、教師であるべきである。即ち教育者であるべきである。眞の教育者は常に理想主義者であり、闘士であり、革命家である。(Ein richtiger Erzieher ist immer Idealist, Kämpfer, Revolutionär.)然うざれば、教育者は指導者ではない。

指導者思想は、労働奉仕團に於いても亦、指導員が責任を重んずることを要求する。故に労働奉仕團の各管轄に於いても亦、當該指導者は教育に関して完全に責任を負ふてゐるのである。即ち地區に於いては其の指導者たる地區労働奉仕部長が群團に於いては其の指導者たる群團長が、枝隊に於いては其の指導者たる枝隊長が、夫々教育の責に任ずるのである。

夜の休養時間に至るまでも、指導員は其の所管の労働奉仕團員に對し責任を負ふのである。

夜の休養時間を指導するには、特に指導員の柔かな粹な感情が必要である。即ち、自然に興味を喚起するやうに仕向けるべきであり、命令したり、或る技能を教へたりすべきではなく、現在各人が持てる能力を深め、又時々青年に只一人で居る時間を與へるべきである。何となれば、青年は常に必ずしも厳格な規律の下にあるべきではないからである。

労働奉仕團の眞の指導者を任せんがためには、厳格なる選抜と労働奉仕の現場に於ける訓練が行はれる。第一回の選抜は労働奉仕の現場に於いて普通の労働奉仕團員の間から行はれるのである。將來の指導者として適當であると思はれる者が、班指導員として班指導員學校に於いて数ヶ月間教育せられるのである。此の班指

導員が營舎に歸つた後、更に此の班指導員中の最優秀なものが、分隊指導員學校及び技隊指導員學校に於いて準指導、三等指導及び二等指導へ分隊指導員及び技隊指導員として養成せられるのである。それ以上の地位へ群團長、事務指導者、群團教師、地區計画指導者及び群團計画指導者並に行政指導者其他の養成は木ツツダムに在る高級指導者學校に於いて行はれる。数週間の教程により、先づ當該指導員の一般的な選抜と、特定の精神による訓練が行はれる。時の経つに従つて困難な教程による第二回目の選抜が行はれる。特殊任務の能力者の選抜及び訓練には特別教育が施されるのである。

指導員養成を概観すれば、労働奉仕團では、指導員養成には特別の注意が拂はれてみると云ふことを明白に知ることが出来る。それは労働奉仕團の眞の面目は指導員の如何に依存してゐるから

である。労働奉仕團の理想的指導員は團員と國家を愛するものである。労働奉仕團の理想的指導員は専門家ではない。彼には労働者精神と農民精神とが結合してゐるのでなければならぬ。内的及び外的な兵士態度が理想的指導員の自明的な條件である。文化的には、彼は健全な青年運動を熱望する素質を有するものでなければならぬ。労働奉仕團の理想的な指導員にとつては、教育は實踐躬行によくて他に範を垂れることであり、精神的には若々しいと云ふことである。何となれば、かくてこそ初めて指導員は青年を鼓舞せしめることが出来るからである。

以上の前提の下に於いて初めて、労働奉仕は國家を愛し、進んで責任を負ふ獨逸人として青年を教育すると云ふ其の目的を達成するであらう。

## 第四章 勞働奉仕の一曰

本日の日程表（火曜日）

本日の標語 ヒューテマイヤー（人名）の如くあれ。

午前六時

起床

六時〇五分

早朝運動

六時二〇分

洗顔 寝台整頓

七時十五分

第一朝食

七時二〇分

勞働奉仕

七時四五分

第二朝食

十時〇〇分

勞働行進

十時三〇分

團旗掲揚式

午後二時〇〇分

勞働奉仕

二時三〇分

歸舍行進

三時〇〇分

晝食

三時三〇分

政治新聞閱讀

三時一〇分

（体操、手越、蹴球）

五時一〇分

（題・アドルフ・ヒトラーと彼の忠実な協力者）

六時〇〇分

就寝ラツバ、消燈

六時五五分

就寝事

七時〇〇分

身廻小仕事

七時四五分

夕食

八時一五分

就寝ラツバ、消燈

就寝事

一〇時〇〇分

就寝ラツバ、消燈

八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。

八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。

八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。

八穀一五合。ナホ四五合。

六穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。

六穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。八穀一五合。ナホ四五合。

## 第五章 勞働奉仕制は食糧の不安を除くことを目的とする。

獨逸の土地に対する勞働と國家に対する奉仕とは、將來の獨逸を雙肩に擔ふ新獨逸人を作る最も有效な方法である。中でも、勞働と云ふ觀念が最も重要である。勞働を各個人の義務及び食糧の不安を除くための國民の闘争手段、從つて勞働を獨逸國の基礎となす觀念を發展すれば、食糧の不安を除くと云ふ目的だけから見ても、強制的勞働奉仕制の必要が明白に首肯せられる。勞働奉仕制により、獨逸國は國民に安全感と自己の土地から食糧品を得るの可能性を與へる國內開拓の時代に入ったのである。當時、兵士に糊口の糧を與へ、人口の過度に稀薄な地方の人口を増加せしめんが爲め、大なる移住事業、即ち國內植民事業を起したフリードリッ

ドリッヒー大王以來、最早大規模の土地改良は一度も行はれてゐない。其の原因は、土地改良の方面に於いて、最早爲すべきことが絶無であつたが爲めではなくして、國家の眼が、殊に第十九世の工業化によりて、他の目的に轉ぜしめられたからである。フリードリッヒー大王の當時、普魯西も亦、七年戦役の終了後であつたため、財政國難であつたのである。然し、「フリードリッヒー」大王は、土地が悪くなればなる程益々これを改良することが必要であると表明して、改々營々として、今日も尚ほ當時の精神の恩恵に大いに浴してゐる所の、土地開拓事業を遂行したのである。リッヒー大王によりて行はれた改良事業と其後今日に至るまでに行はれた改良事業よりも、其の量に於いて遙かに大きいである。土地改良事業の計画的な遂行によりて、獨逸の農業生産は金額にい

て、毎年二十億馬克増がするものと考へられる。沼澤地及び荒蕪地を開墾して新地を得、以つて新しい農業者を作り及び現在の農家の生活能かを維持することを目的とする土地改良に必要な労働力は有り餘つてゐる。然るに、之れまでの歴代の獨逸政府は、國內に尚ほ多くの労働があることを忘れて、重點を世界經濟的な輸出政策と工業政策に置き、國內自身に於いて、獨逸の土地に對してもつと多くの労働が行はれなければならぬ、と云ふことに考へ及ばなかつたのである。

獨逸農業會議の報告によれば、濕氣過剰な土地が、全獨逸の耕地の三分の一に上る約八百五十萬ヘクタール（譯書註、一ヘクタールは一萬平方米）あり、耕作されてゐない沼澤はザクセン州の農業利用面の約二倍たる百九十萬ヘクタールに上り、荒蕪地は百二十萬ヘクタールの中約六十萬ヘクタールは利用可能である）ある。此

の外、農業道路を作りて耕地整理をしなければならない土地即ち特に獨逸の西部及び南部に於いて屡々今日も尚ほ小さく分割せられつゝある土地を經濟的に置き換へねばならぬ土地が五百萬ヘクタールに上つてゐる。尚ほ氾濫防止によりて得らるべき土地が約百萬ヘクター、築堤による新耕作地の開拓が更に十萬ヘクタールによつてゐる。一旦吾人が此の莫大な数字を眼前に見るととき、吾人は如何に大なる使命が労働奉仕團に課せられてゐるかを知ることが出来る。何となれば、勿論労働奉仕團が獨力で此の大事業を遂行すべきではないが、少くとも労働奉仕團がそれに最も関與しなければならぬからである。

労働奉仕團の此の如き大使命を、責任意識から、正確に認識したる労働奉仕總監フヒールレは、労働奉仕團をして此の使命を出来るだけよく遂行せしめんが爲め、労働奉仕團中央本部内に労働

奉仕少監ヘルマン・トレレンスを課長とせる「労働奉仕團工作課」を設置した。労働奉仕團の此の如き使命遂行の準備として、既に問題となるべき一切の工事豫定地の綿密な調査が始められてゐる。此の調査は、労働奉仕團工作課の報告及び文書によれば、此の種の全工事を遂行するには、毎年の適齢青年を含む労働奉仕團が少くとも二十ヶ年間爲さねばならぬ程に、今日既に進行してゐる。此の工事完成の曉には、獨逸の土地は現在の人口に加ふに此の工事の遂行に當つた總人數と其の半数を以つてしたる数に等しき人口数に將來永久に食糧を供給するに至るであらう。

故に、労働奉仕團は、差當り、不完全な耕作状態にある田畠と牧草地とを地面を振り返へすことによりて収穫を多くすること、之等の土地を水害による收穫の絶無から保護すること、通行出来ない田園道を整理修築すること及び農業に転職する者のために新地を獲得すること等に其の

全力を傾注してゐる。之等の工事の遂行は労働奉仕團工作課の方針に基き、労働奉仕團の三十の地區と百八十二の枝隊によりて行はれてゐる。調査済みの工事豫定地は、本計画の準備として、地圖に之れを記入してゐる。即ち労働奉仕團工作課では、労働奉仕團の各地區及び群團の領域を色々で示してある二十萬分の一の大さの獨逸地圖の上に之を記載してゐる。更に各地區は亦其の領域の十萬分の一の大さの地圖、各群團は其の領域の二萬五千分の一の大さの地圖を備へて、各々其の上に調査済の工事豫定地を記入し、各工事豫定地には更に其の擴大圖面が備へられてゐる。かくの如く、地區毎及び全國互りに計画を立てるのは、殊に各群團の計画を一の全体に綜合すると云ふ使命を有するのである。此の如くして準備せられた労働奉仕團の組織的な工事遂行は耕地工事並に灌水、排水、耕地整理、土地の置換へ、新地開拓、植林等によりて、農業收穫を

現在の六分の一以上増加せしめることが出来るであらう。

今日、獨逸全國到る處で、毎日、青年が土地に対する苦しき鋤鍬労働に從事してゐる。或は寂寥たる荒野の中、或は波の音しか聞えない海濱、味氣なき荒草地、或はじめくした沼澤地、或は泥臭い泥濘地等の全國を通じて千に餘る營舍の中で總ゆる育ち、總ゆる階級、總ゆる職業の最も優秀な獨逸青年が、土地に対する生産的労働を目印として生活し、此處で吾々の祖國の食糧不安を除かんとして、粹身の努力をしてゐる。獨逸は土地を必要とするのである。ヴエルサイユ條約によりて数百萬ヘクタールの土地を失つたのである。計畫的な國內開發によりて此の失地に代はるべきものを得ることは獨逸今後數十年間の大なる使命であり、労働奉仕團は此の使命の遂行に最も重要な役割を演ずるものである。労働奉仕團は獨逸國の爲めに平和手段で新領土を獲得すると云ふ

ヒトラー・總統の目的を達成すべき主たる責任者である。今日、  
 労働奉仕團は次の如き大事業の遂行に從事してゐる。  
 一、東プロシヤ縣のモースブルツフ地方へ沼澤地で四枝隊が此の  
 工事に從事してゐる) 及びフリツシユ潟沿岸のクーガトハフカ  
 ムペン地方へ沼澤地、四枝隊)  
 二、ポムエルン縣の東北にある低地(十四枝隊)  
 三、ウーゼドム半島へ低地七枝隊)  
 四、シユレースヴィツヒ、ホルシユタインの西海岸へ低地八枝隊)  
 五、オールデンブルク、東フリーズ及びエムスラントの各沼澤地  
 (三十枝隊)  
 六、ハンノーファー縣のオステホルツの沼澤地へ三枝隊)  
 七、ウエストフヨーレン縣のヴァイセン・フェン地方へ沼澤地三  
 枝隊) 及びエムス河畔へ低地七枝隊)  
 八、ニアス河沿岸の低地(五枝隊)  
 九、シユレジヤ縣のスポーツテブルツフへ沼澤地九枝隊)、リーゼ  
 ン山とイーザー山へ荒蕪地七枝隊)  
 一〇、シユブレー・ヴァルトへ沼澤地五枝隊)  
 一一、マルク・ブランデンブルク縣のハーフエル河とリン河の沼地  
 (十四枝隊)  
 一二、ザクセン縣のドゥレームリンクへ沼澤地七枝隊)  
 一三、ハレとライプナチッヒ間のエルスター河、リュツペ河、アウ  
 エ河の低地へ五枝隊) 及びツアイツの近くのヴァイセン・エル  
 スター河畔へ低地三枝隊)  
 一四、ヴェスター・アルトへ荒蕪地十二枝隊)  
 一五、アイフェル山へ荒蕪地八枝隊) とヒュンスリュック山へ荒蕪

十六、ヘツヘン州のリート山へ荒蕪地九枝隊) 及びナーヘ河畔へ低

地七枝隊)

一七、バーデン州のライン平原へ低地、荒蕪地十九枝隊) ユーラ山

六、レーン山へ荒蕪地十四枝隊) 及びフレンキッシエ・ユーラ山

(荒蕪地八枝隊)

一九、シュトラウビンク市の近くのドナウ金地へ低地六枝隊)

二〇、イルムガウ地方へ低地) 及びヒルムゼーの沼澤地へ三枝隊)

一九三五年の半頃の發表によれば、各種工事に從事した労働奉仕團枝隊の割合は次の如くである。

耕地開墾事業に從事せる枝隊は枝隊總數の 60%

植林事業 10%

移住準備事業

經濟道路工事

築池、水路、築港、無蓋集會場及び労働奉仕

營舍建築等の特殊工事

五%  
一五%  
一。%

今日既に、労働奉仕團が獨逸國の將來に如何なる價値を提供することが出来たかを具体的に立證することが出来る。一九三五年の党大会に於いて、労働奉仕總監「ヒール」は次の如き顯著な例を擧げてゐる。即ち「一九三三年の晚秋に、シユプロツテブルツフで労働奉仕團が工事に着手した。今日、九箇の労働奉仕團枝隊が一人すれば八十萬日と云ふ莫大の日数を要する此の工事に從事してゐる。一九三四年には、最も重要な水路と道路の修築を開始した。一九三五年には、既に一五〇モルゲンへ譯者註、一モ

ルゲンはニ五五三、ニ三方メーの沼澤地が開墾せられ、化して豊穣な麻と燕麥の田圃、收穫の多い馬鈴薯畑と牧草地になつた。所轄耕作官の報告によれば、耕地面に於ける

収益増加は從前の利用價值の二十倍となつてゐる。第一回の新民移住地五十ヶ所が既に大部が完成してゐる。多分一九三五年には第一回の新農民五十人が其處に移住するであらうと、耕地開墾の外、植林事業も亦労働奉仕團の大なる事業領域である。獨逸の各地に於いて、氾濫防止として比較的大なる植林が必要であらう。然し材木經濟にとつても亦植林事業は非常に重要である。何となれば、材木の輸入は今日尚ほ國內材木生産の二二・五パーセントに上つてゐるからである。計画的な植林によりて、此の輸入額を獨逸の氣候では成長しない特殊な材木の輸入額即ち九・二パーセントまで減ずることが出来るであらう。獨逸國食糧農

林省の發表によれば全國で、植林の対象となるべき種類の土地と其の各面積は次の如くである。

價值少しき耕作地 一。〇。〇。〇。

荒蕪地 一。〇。〇。〇。〇。

破損森林地 二。〇。〇。〇。〇。

森林中の空地 一。〇。〇。〇。〇。

雜木林と雜木山 一。〇。〇。〇。〇。

此の植林事業完成の暁、國民經濟上如何に裨益する所大いであるかは、植林に要する苗木の費用だけで四十四億馬克になると云ふ一事からしても十分に之れを推察することが出来る。此の植林事業と密接な關係があるのは、材木搬出道路の建設であつて、これは獨逸の森林の完全な經濟的利用を可能ならしめるものである。獨逸食糧農林大臣ヴァルター・ダレーの植林計画によれば、森林

面積は從來より二十九セント増加し、材木生産高は毎年約六百五十萬立方米増加する見込みである。

尚茲に忘れてならぬことは、特に冬期に労働奉仕團の副事業として行はるべき伐木事業である。それは獨逸の材木の品質向上に絶対に必要である。何となれば、獨逸の森林業の缺点は特に節のない材木が少いと云ふ点にあるからである。獨逸は未だに不幸にも節のない材木については外國からの輸入に俟たねばならぬ始末である。

労働奉仕團による土地開墾計画と関聯して、此處に尚ほ強調したいことは、土地置き換への農業經濟上に於ける重大な意義である。過去数百年間に亘り、各農家に於いて相續及び結婚により其の子女に土地を分割した結果、一帯帶に屬する田畠は往々にして數里も離れた所に在り、爲めに全所有地を完全に耕作して收益を

擧げることが非常に困難になつてゐるか、或は全く不可能になつてゐるばかりでなく、耕作に法外の入費を要するに至つてゐる。茲に國民社會主義政府は、直ちに、此の如き狀態は獨逸の全農家にとつて非常に重大な否實に死活に関する問題であるから、各世帯と國家全体の雙方にとつて有利なやうに土地の再分割を行ふ必要があると云ふことを悟つた。此のためには、獨逸の在来の全耕作地を從前よりもより有利に、より集約的に、より安價に耕作することの出来るやうに、あちこちに散在してゐる一帯帶の田畠を、特別な方針に従つて、交換せしめる必要がある。此の再分割につては、当該農家は各々当然其の權利を主張することが出来る。然し此處にも亦、「公益は利益に優先する」と云ふ新國家の原理が適用せられ、当該農家も、國家の利益のためには、自己の利益を犠牲に供さねばならぬのである。排水狀態を改良し、必要

な建設物を作り、耕地の真中にある荒蕪地を開墾し、道路を作ること等によりて、労働奉仕團も亦此の大使命の遂行に協力しなければならぬ。

勿論、以上に挙げた事業だけが労働奉仕團のなすべき事業の全部では決してない。開明宣傳大臣「ゲツベルス」博士の獎勵により總ての縣で労働奉仕團により爲される無蓋集會場の建築、獨逸民族の祖先の文化生活に解決を與へる古物の發掘、並に冬期、貪民救濟事業の應援等は、何れも皆労働奉仕團のなすべき事業に屬するのである。村落、森林、草原の火事、洪水、其他大風水害の場合、労働奉仕團が緊密迅速に動作するこゝが出来ると云ふことを亦、數百萬馬克の價值ある國家の財産が烏有に歸するのを救ふと共に貢献する、一九三四年四月一日から一九三五年四月一日までの一ヶ年間に二千三百三十二件と云ふ多くの災害事件に延

人員總數十三萬一千人と云ふ多數の労働奉仕團員が現場にかけつけ緊密迅速に、事に当つたのである。

以上に掲げた總ての事業を遂行するためには、大なる労働力と労働訓練を注入しなければならない。従つて之等の事業は労働奉仕團を俟つて初めて遂行せら得るのである。吾人にして労働奉仕團の大なる工事豫定地の國民經濟上に於ける重要性を考へる時には獨逸の食糧品輸入額は一九二九年から一九三二年までに至る四ヶ年間に毎年平均二十七億五千萬馬克と云ふ莫大な金額に上つたと云ふことを見落してはならぬ。此の輸入の大部分は合計して此の金額の僅かに三分の一に過ぎない金額の工業製品を獨逸から輸入する数ヶ國から仰いでゐるのである。從つて獨逸は自國の工業製品を外國へ輸出して得る所の貴重な外國爲替き食糧品を獨逸に供給する諸國に支拂はねばならぬと云ふ勘定になるのであ

る。既に述べたが如く、計画的な土地開拓によりて、獨逸の農產品は年に約二十億馬克増加する豫定であるから、労働奉仕團は其の事業の遂行によりて、外國の食糧品から獨逸を獨立せしめるばかりでなく、之れに加へるに、近い将来に於て獨逸の貿易勘定を出超に轉ぜしめると云ふ名譽を荷ふてゐる譯である。農業上の收穫力を増加せしめ、同時に必然的に何千と云ふ新農家を作り、此の新農家を移住せしめることは、國民の多數に農業の職を與へ、其の結果、工業品に対する需要が高まり、此の多量の需要に應じなければならなくなることによりて、自然と、工業も亦活況を呈するに至り、工業が活況を呈することにより、工業自身も亦國民の多數に再び仕事と糊口の糧を與へるに至るのである。

## 第六章 勞働奉仕團の經濟上に於ける功績

前章に於ては、獨逸國の食糧不安を除く使命の率先遂行者としてこの労働奉仕團を述べた。經濟的見地に立つて事物を見る讀者と雖も、必ずや、獨逸國の食糧不安を除くと云ふ労働奉仕團の目的が國策的に必要なものであると云ふことは承認するであらう。然し同時に、經濟的見地からのみ事物を見左がる者は、自己の自由主義的經濟觀に基き、動もすると、労働奉仕制は收支相償うであらうか、即ち此の労働奉仕團に投下された資本は回収出来るであらうか、と云ふ問題を提出する。専ら計算のみを本職とする者は、或る事物の經濟上の結果を、收入幾許、支出幾許、差引損得幾許と云ふ風に、數字で表はすことを常とする。然し労働奉仕團の事業に就いて、此の如き打算を

爲すことは誤りである。故に勞働奉仕團の事業に就いて此の如き打、算、を、爲、さ、ん、と、做、す、る、も、の、は、先、づ、根、本、に、遡、つ、て、事、物、見、な、け、れ、ば、な、ら、な、い。即ち、國家全体を、見、遠、い、將來、考、へ、る、や、う、に、し、存、け、れ、ば、な、ら、な、い。來、い、即、ち、勞働奉仕團は、是、此の觀點に立つて、事、物、見、な、け、れ、ば、な、ら、な、い。

が、到底、其、や、う、な、事、業、又、は、常、遠、い、將來、考、へ、る、や、う、に、し、存、け、れ、ば、な、ら、な、い。奉、仕、團、が、一、切、の、事、業、を、許、さ、な、い、方、自、個、人、企、業、者、の、利、益、を、侵、害、す、る、と、か、

云、ふ、や、う、な、こ、と、が、あ、つ、て、は、断、じ、て、な、ら、な、い、の、で、ある。從、つ、て、農、繁、期、で、ある、に、も、拘、は、ら、ず、自由勞働者が、全、然、な、い、や、う、な、地、方、に、

州農業團長へ譯者註、獨逸國農業團（Reichsbauernstand）の組織分子たる州農業團（Landesbauernschaft）の團長（Landesbauernfuehrer）である。因

に此の獨逸國農業團の總裁は食糧農林大臣「ダレーレ」である。この指令により、勞働奉仕團が臨時に差し向けられるやうな場合でも、一般的の賃銀率に相当した賃銀が支拂はなければならぬのである。

故に勞働奉仕團のなすべき事業領域は、主として土地、その中でも主として全体で東プロシヤ、縣の總面積に、殆んど、ある。ある。

過去に於いて、國民經濟上比較的價値の少い小規模の工事へ例へば自轉車道、水泳場、運動場、遊園地等一が行はれたことがあるが、これは極めて例外であつて、此の如きは通常は、勞働奉仕團の建設期に、屢々多大の費用をかけて労働奉仕營舎を建てた市町村の厚意に報いんがために行はれたに過ぎないのである。

勞働奉仕團が遂行した事業の收益は、労働奉仕團の建設のため

に資本として注入せられた経費及び其の経常費を償うて大いに餘りあることを確信する

労働奉仕團の各枝隊は組立式なバラツクの中で雨露を凌いでゐるから、労働奉仕團は其の營舎と共に移動することが出来る。從つて労働奉仕團は如何なる遠隔地にある工事目的地にも容易に行くことが出来る。

労働奉仕團が大規模の工事を行つてゐる所では何處でも、其の事業の竣工後は十分に採算が取れることを證明してゐる。

次の三つの例は自由主義經濟家に労働奉仕團の國民經濟上の價值を立證して餘りあるものである。

一、北海沿岸の「ノルドドルフ」に於ける新耕地開拓へ埋立工事

### 支出へ築堤工事費

等

(一) 人件費 一四四名の労働奉仕團員が一ヶ年半働き一人當

り一ヶ年の入費は八。〇馬克であるから人件費

一七二、八。〇馬克

三五、〇。〇馬克

二〇七、八。〇馬克

總額は

(二) 物件費  
計

收入

(一) 築堤前の收益次の如し。  
此の堤防によりて取囲まれてゐる土地の面積は約八十五ヘクタールである。

枯草の價格は最高の場合で、一年一ヘクタールにつき百五十馬克であった。所が海水浸入の爲め、毎二年に一度の割合で收穫が皆無であつたから、一ヘクタール毎年の平均收益は七十五馬克であつた。故に築堤前に於ける此の土地の總面積の總收

(二) 築堤後此の土地の總面積の最善の場合に於ける收益次の如

(1) 小麥の播種による種子量は一ヘクター當り四百磅であり、一ヘクター當りの平均收穫高は八千磅である。故に小麥耕作の場合に於ける一ヘクターの純收穫は七千六百磅である。而して百磅の小麥の價格を十二馬克とすれば、七千六百磅の總收益は九百十二馬克である。所が田耕費、肥料費其他に百馬克かかるから一ヘクター當りの純收益は八百十二馬克である。

(2) 大麥又は燕麥の播種による種子量は一ヘクター當り、四百磅であり、一ヘクター當りの平均收穫高は五千磅である。故に大麥又は燕麥を植附けたる場合の一ヘクター當り

の純收穫は四千六百磅である。而して大麥又は燕麥百磅の價格は九馬克なるを以て一ヘクター當りの純收穫の價格は四百十四馬克である。所が田耕費、肥料費其他に百馬克かかるから、一ヘクター當りの純收益は三百十四馬克である。故に小麥作と大麥又は燕麥作との場合に於ける一ヘクターダ当りの平均純收益は小麥作の場合に於ける純收益八百十二馬克に大麥又は燕麥作の場合に於ける純收益三百十四馬克を加へたものを二で割りたる、五百六十三馬克である。従つて築堤後に於ける全面積八十五ヘクターの收益高は

所が築堤前の此の土地の總面積に於ける總收益は六千三百七十五馬克であつたから、築堤後に於ける收益増加は四萬七千八百五十五馬克から六千三百七十五馬克を差引きたる四萬千

四百八十馬克である。從つて毎年反復せられる收益增加は名

儀上築堤工事に要した経費の約二割に上る譯である。

ニ、バーべとロードダーンの中間地帶たるリンルツフヘ沼の

### 沼澤開墾

#### 支出

- |         |   |          |
|---------|---|----------|
| (一) 人件費 | 六十人の労働奉仕團員が四百十日働き一人當り一ヶ年の入費は八百馬克であるから人件費總額は | 五四〇〇〇馬克  |
| (二) 物件費 | 面積は三百八十ヘクターであつて一ヘクター施設費                     | 七八〇〇〇    |
| (三) 施設費 | 面積は三百八十ヘクターであつて一ヘクター當りの経費は百五十馬克であるから總額は     | 五百七〇〇〇馬克 |
|         | 計   | 一一八八〇〇   |

#### 收入

##### (一) 開墾前の悪質乾草の收益次の如し。

一ヘクター當り三千磅の乾草の收穫があり、百磅の乾草の價格が一馬克とすれば總面積三百八十ヘクターの總收益は

一一四〇。

馬克

##### (二) 開墾後の良質乾草の收益次の如し。

一ヘクター當り五千磅の乾草の收穫があり、百磅の乾草の價格が一馬克五十布とすれば、總面積三百八十ヘクターの總收益は

二八五〇。

馬克

##### 即ち開墾後の收益增加額

故に毎年反復せられる收益增加は名儀上開墾事業に要した經

費の一割四分に入る譯である。勿論耕作面に對し毎年規則的に反復せられる耕作費(田耕費、肥料費、種子費其他を含む)

たる毎年一ヘクター當りニ十馬克に上る費用は茲に考慮しなかつた。三、「グロース・モースブルツフ」へ譯者註大沼澤地に於ける工事

シエンケンドルフに於ける第十一群團所屬の第六枝隊と第七枝隊、フランツローデに於ける第十一群團所屬の第八枝隊とスツセミルケンに於ける第十一群團所屬の第九枝隊の都合四ヶ枝隊は「グロース・モースブルツフ」と云ふ所で沼澤開墾事業に從事してゐる。先づ最初に堤防を築いてボルダー・プロアイルとシエンケンドルフを河水の氾濫から防がなければならぬ。從來特に此の地方は廣い面積に亘りて洪水に襲はれるのを常としてゐる。從て、冬期に各家庭は屋根裏に上つて洪水を避けなければならぬことが稀れでなかつた。堤防の

竣工後は、此の辺は計画通りに排水せられる見込みである。更に埋立によりて尚ほ千八百ヘクターの新耕地が得られる。残りの三千百ヘクターは耕地には適しない。新耕地には、現住の新農民三百五十人の一剖が移住し、其の退去後の空地は残りの者に割當てられるであらう。かくて彼等新農民は將來一人残らず、十分な生計を立てんに至るであらう。此の工事の總經費は約一千萬馬克と見積られてゐる。耕作官の査定によれば、此の工事は平均して此の工事に要した總經費の一割五分の增收をもたらすであらうとのことである。

要するに勞働奉仕團第十一群團の事業成績は次の如くである。即ち、九箇の枝隊中八ヶ枝隊は完全に開墾事業に從事してゐる。加之、七ヶ枝隊は竣工後增收をもたらすことの確実な工事に從事してゐる。此の開墾事業のみの總經費は百五十四萬

三千馬克と見積られてゐる。之れに對し毎年反復せられる収益増加は二十四萬四千馬克である。即ち此の額は唯一回投下せられた資本の一割七分に相當する譯である。

以上の三つの例は大規模の労働奉仕團の事業が十分に採算のとれることを立證してゐる。然し、労働奉仕團の收入中には豫め既に労働奉仕團其れ自体の建設によりて生じた利益と將來永く労働奉仕團の建設によりて受ける利益とを悉く記入すべき筈である。

即ち、労働奉仕團に必要な食料品、被服及び營舍建築材料の外に、労働具（鋤鍬）、什器、各種の建築材料、種子、苗等の注文によりて、各種の商工業は活況を呈するに至る筈である。特に平地の中小都市は、労働奉仕團營舍の建設によりて、殆んど總ての部門に亘つて經濟上生氣を帶ぶるに至る筈である。

以上は労働奉仕團が經濟上に及ぼす直接の利益であるが、目先

きの利く經濟家は此の外に強制的労働奉仕制の全体的國民經濟上に於ける数字では表はし得ない利益をも認めるに相違ない。且先きの利かない企業者は強制的労働奉仕制が職人の世帯又は出世を妨げると考へるが、此の如き考へは断じて誤りである。事実は正反対である。即ち労働奉仕團は青年に對して肉体的鍛練と幾多の體驗を與へるばかりでなく、それは同時に青年を一般經濟と各個企業との双方に適する人物たらしめる學校である。労働奉仕團は青年に於ける共同精神の體驗は國民共同精神の教育である。労働奉仕團營舍で體驗した共同精神は更に各企業團体内に於ける共同精神の基礎となる。労働奉仕團營舍内で修得した規律的、神の基礎とをなる。労働奉仕團營舍内では、凡帳面、勞働奉仕團に於いて植え付けられた器具の能率を高めであらう。労働に對する喜びを鼓吹い、覺醒する労働の倫理教育は人、從順等は企業主に對し規律的な労働と最善の労働訓練を保證、秩

手、入の習性は個人企業に於いても、器具、機械を丁寧に取扱はしめ、且つ材料品を大切にせしめることに役立つであらう。然し之に加へるに國民及び國家に對する勞働奉仕者の義務を喚起するに、經濟家が勞働奉仕團の貸借對照表を作成するときには、彼は、貸借對照表を作成するときには、彼は、貸カジシ外に、國民の學校としての勞働奉仕團内に於ける教育によりて、獨逸の土地の價值増加及び收益增加による勞働奉仕團の經濟性の獨逸人の價值が増加するのである。

八二

## 第七章 女子勞働奉仕

一九三五年六月二十六日の獨逸國勞働奉仕法によれば、一切の健康な獨逸青年男女は、勞働奉仕により、其の國家に奉仕すべき義務を有するのである。されば、政府に於いては、同法律中に、更に、國民社會主義意圖の永久的な要素たる勞働奉仕義務制は一方的に男子青年のみではなくして、全獨逸青年に、國民社會主義精神により、民族共同精神を体得せしめ、正しい勞働觀を理解せしめ、就中、筋肉勞働に對し當然の尊敬を拂はしめるやう教育すべきものであると云ふことを明規してゐる。縱令、勞働奉仕法第三章第九條により、女子青年の勞働奉仕義務制に関する規定を女子青年勞働奉仕法に保留してあつても、一九三五年六月二十七日の第一次勞働奉仕法施行補足命令第五條によれば、勞働奉仕總監

は任意的女子労働奉仕につき、女子青年の労働奉仕義務制の準備に必要な處置を講ずるのである。以上の如き法律上の規定に基き、其の意義と目的、其の女子指導員の数と管轄官廳の組織等から見て、將來の強制的労働奉仕制中に數十萬の女子を抱擁することによりて、女子労働奉仕團に興へられる使命を十分、完全に履行することの出来る組織的な骨組みが將來作られるのであらう。

一九三四年一月以來、労働奉仕總監兼内務省労働奉仕局長「ヒール」は、これまで既に女子労働奉仕團を計画的に整備し、現に十三の地區と六ヶ月間労働奉仕に從事する合計一萬二千名の任意的な女子青年労働奉仕者を有する約四百の労働奉仕營舍とを包含する國民社會主義女子労働奉仕團なる單一國体を作つた所の「シヨルツ・クリンクレ女史に獨逸女子労働奉仕團の指導を委任した。

女子労働奉仕團に於ける女子青年の使命は一に經濟的に貪しき家庭の過重な仕事に苦しめる主婦の手傳ひすることである。而して此の手傳ひは、農村に於いては、新農業轉業者の手傳ひと農家の手傳ひをするために設けられてゐる營舍を通じて行はれ、都市に於いては社會救濟營舍を通じて行はれるのである。過去に於いて既に、其れ自體新農業轉業者の手傳ひと農家の手傳ひをするための價值ある必要な豫備校として役立つた所の農業を自營する營舍は徐々に上記の二種の營舍が有用であつたがために之れを中止しなければならなかつた。何となれば上記の二種の營舍が設けられ、専ら家庭の手傳ひをすることに任務が制限せられた結果、各個の女子労働奉仕者は入舎と共に直ちに家庭に派遣せられて實際的な手傳ひをしなければならなかつたからである。然し將來獨逸女子労働奉仕團が今日以上に整備した暁には、實際的な家庭手

傳ひのためにも又國民教育的意義のためにも、農業を自營する營舍を主要な營舍たらしめなければならぬであらう。着々として、労働奉仕理想の実現のために戰ひは進められ、一九三五年六月二十六日に一般労働奉仕義務制を布告することによりてそれは完成せられたのである。労働奉仕法により、任意的な女子労働奉仕制にも倦まず撓まず獨逸女子労働奉仕制なる最後の形体に到達すべきことが確定せられてゐるのである。何となれば、獨逸労働奉仕制の創立者たる労働奉仕總監「ヒール」は次の如く云つてゐるからである。

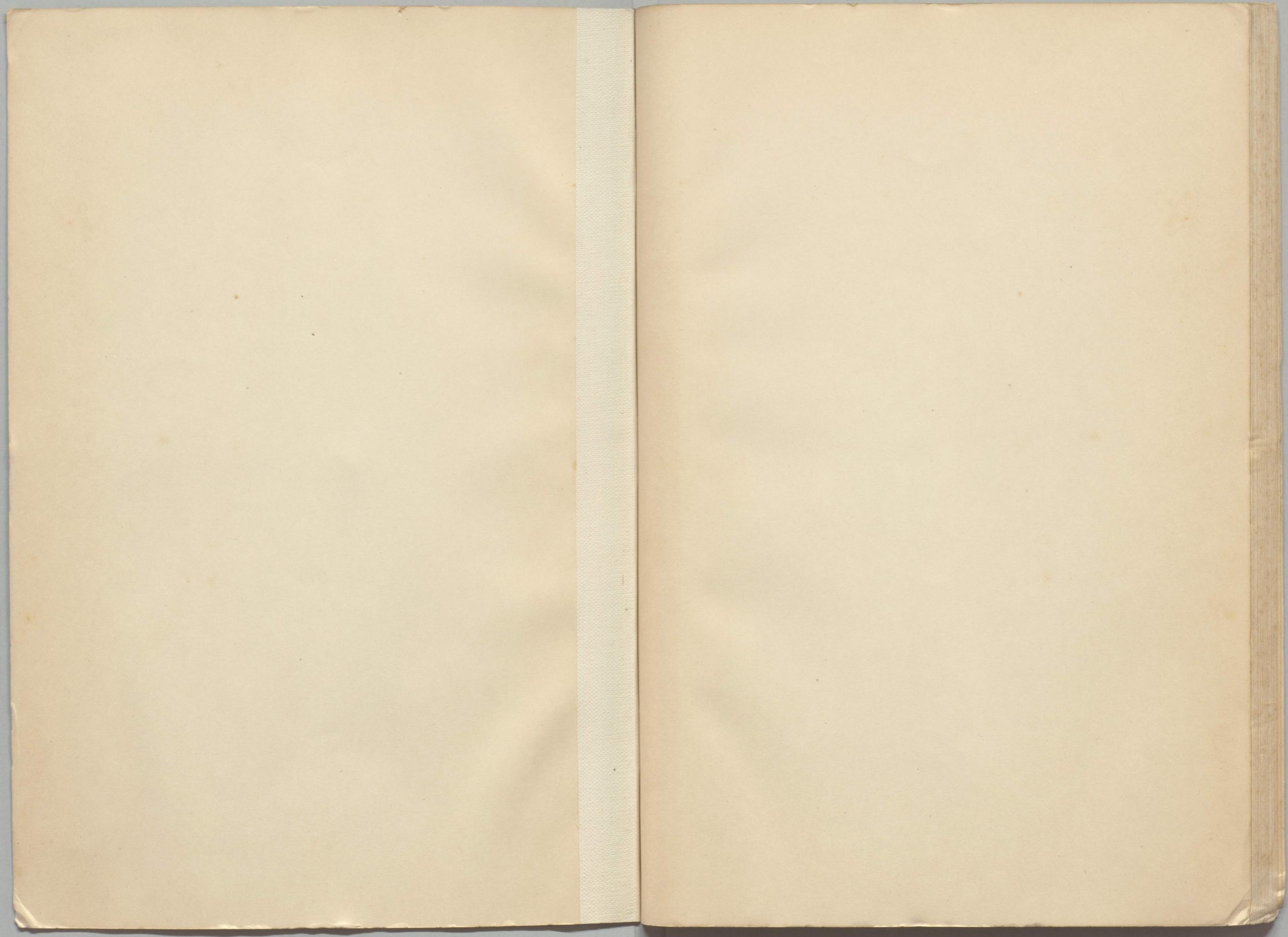
『女子青年に對し國民社會主義精神により共同精神と國民共同精神並に高い精神的な労働觀を敎育することは男子青年に對すると同様に必要である。』

男子青年のみの労働奉仕義務制は例へば男子児童の一般普通教

育義務制と同様に結局無意義である。男女両性の労働奉仕制は其の意義と目的により單一なもの、完全な一体である。故に女子青年の労働奉仕制は單に純然たる婦人問題ではなくして、國民的國家的な問題である。

縱令、現狀は未だ女子青年に労働奉仕義務制を実施するまでに至つてゐないとしても、任意的女子労働奉仕制は今日は最早断乎として女子労働奉仕義務制の実施を目標として邁進しなければならない。

任意的女子労働奉仕團の組織とその教育事業は將來の女子青年の強制的労働奉仕制の準備のために力強く、計画的に貢献しなければならぬ



國政一新

群馬県立図書館



0706455-3